

◆「いじめ」とは…

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』（平成25年「いじめ防止対策推進法」より）

◆「いじめ」の認知は…

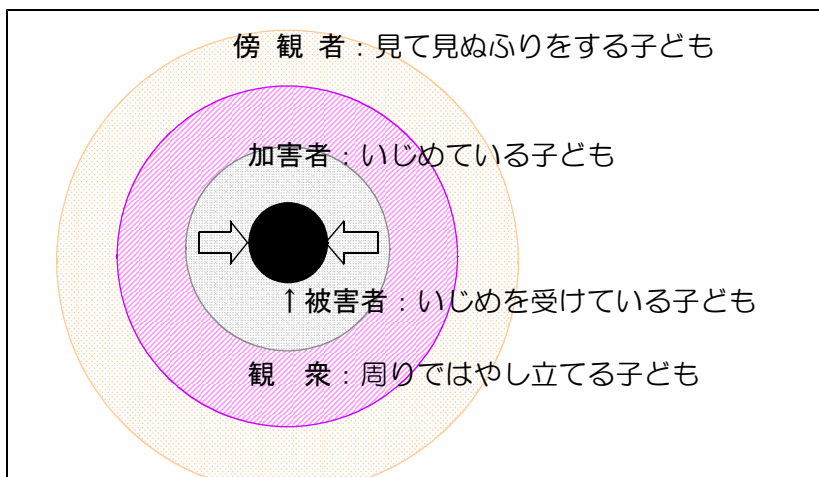
『いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることがあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決に繋げることが重要です。』（平成28年「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」より）

○いじめ問題に対する教師の基本認識

◆「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」こと

◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であること

◆いじめの「四層構造」：「被害者」「加害者」以外の子どもの存在



○「観衆」「傍観者」は、直接手を出していなくても、結果としていじめを助長している
○「加害者」「被害者」の関係は逆転することがある。
く小4～中3の6年間に、いじめに関わらない子どもは10%未満しかない
○いじめの予防には「傍観者」を「仲裁者」にするような指導が必要である。

◆いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる
- ⑨ その他

◆いじめの原因

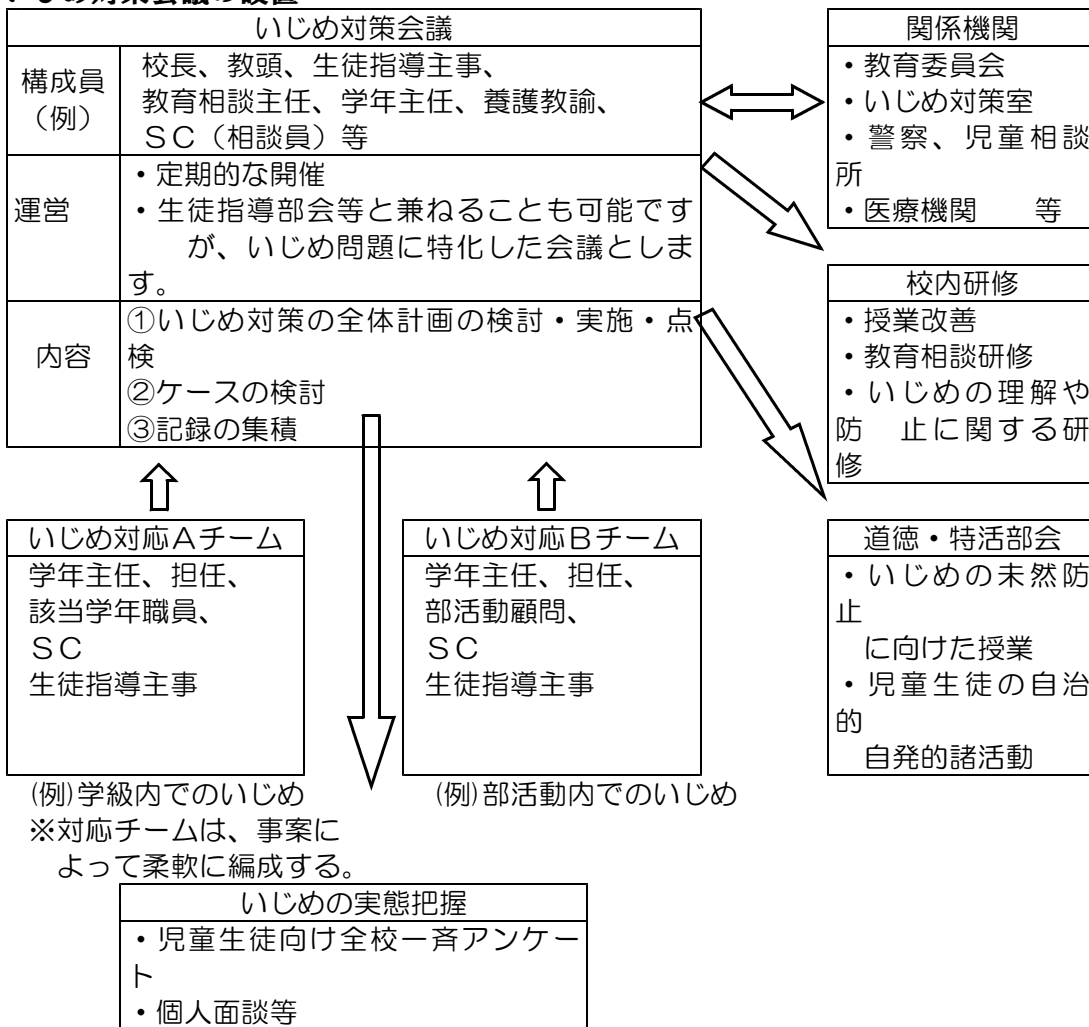
- ・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景に、子どものストレスのはけ口的手段として発生。
- ・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができない者が加害者になる。

○いじめ問題への組織対応マネジメント

◆組織対応の基本的考え方

- ・「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」との前提のもと、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まず、全職員で組織的に対応すること。
- ①いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
- ③いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
- ④各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- ⑥時系列に沿って、経過の記録を残しておく。

◆いじめ対策会議の設置



◆いじめ対策担当の設置

- ・いじめ問題について組織的に対応するための分掌で、生徒指導主事等が兼ねることが考えられるが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておくことが必要。

いじめ対策担当の業務

- ①校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ②いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ③いじめ対策会議の運営と会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「見える化」を推進する。
- ④個々の事例に関わる教職員への相談や助言、SCや相談員との連絡調整を行う。
- ⑤ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

○いじめの未然防止

◆いじめを許さない子どもを育てる ～学校全体で取り組むこと

- ・「発生してから対応する(事後対応)」から「いじめが発生しにくい学校風土づくり(未然防止)」への考え方の転換。
- ・「被害者を守る」指導から「加害者にさせない」指導への転換。
- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは起きて当然。そのトラブルをいじめに発展させない教師の日常的な指導と、いじめない子どもの育成、いじめを許さない集団づくりを進めることが大切。

◆いじめの未然防止に向けての手立て

①学級経営への取り組み方を見直す：チェックリスト*1等の積極的な活用

(*1 群馬県教育委員会「いじめ問題対策マニュアル」(平成22年度版) p.4)

- ・子どもに対して受容的、共感的に接する教師は、子ども一人一人の良さを引き出し、互いに認め合う学級を作る。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるよう毅然とした指導を行う教師は、子どもの自発的な活動を促し、規律と活気のある学級集団に育てる。
- ・正しい言葉づかいとあたたかい言葉がけをする教師は、子どもにも相手を尊重する確かな人権意識を育てる。
- ・定期的なアンケートや欠席・遅刻・早退等の結果から子どもの実態を把握し、子どもの変化に対して早期対応する教師は、いじめを軽微なうちに発見し解消する。

★教師と子どもが「なれ合い」になっている学級ではいじめが発生しやすい。

②授業中における生徒指導の再検討：学校生活の大半である授業に子どもの「居場所」をつくる

- ・「わかる授業」で子ども一人一人の自尊感情と主体性を育て、自己実現への意欲を持たせる。
- ・学びの中での「自己決定」と「共感的人間関係」が子どものやる気を引き出し「学び合い」を深める。
- ・知的活動を支え、人と人をつなぐ「言語活動」により、豊かな言語環境を整える。

③道徳の授業における「いじめ」の扱い：「道徳的実践力」を日常生活で具現化できるよう援助する

- ・「いじめ」を題材とした指導を指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深めるとともに、いじめに毅然と向かい合う強い意志を持たせる授業を工夫する。
- ・子どもたちの具体的な悩みや心の揺れ、葛藤などを題材として扱うことで、自己の生き方を深く考えるとともに、他者に対する共感、思いやりの心を持たせることで、人間としての生き方の自覚を深めさせる授業を工夫する。

④学級活動における「いじめ」の扱い：いじめをしない、させない、許さない学級集団を育てる

- ・一人一人の思いや願いを生かす話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題を自主的に解決できるよう援助する。
- ・様々な集団活動を通して、子どもたちが互いに協力し合いながら相互理解を深めていくような課題設定と指導過程の工夫をする。
- ・様々な集団活動の中で、子どもたちがそれぞれ受け持った役割を果たすことに充実感、自己存在感を持てるよう、自己の思いを実現できる機会を設定するとともに、集団の中での自己の在り方について自覚を深めさせる指導を通して、連帯感や責任感を養う。
- ・発達段階に応じていじめの心理を学ぶとともに、社会性を育成するプログラム*2を活用して集団内のコミュニケーションを活性化させ、トラブル予防及び対処の仕方を学びながら、お互いに理解を深め、認め合う人間関係を育成する。

(*2 構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等)

⑤学校行事における「いじめ」の扱い：より大きな集団の中で協働の喜びと達成感を持たせる

- ・全校縦割りの集団等による活動を通して、協力や支え合い励まし合う経験を通して人間関係を深めることにより、自己存在感が高まり、またお互いがその存在を認め合うことで、いじめが起きにくい学校風土が生まれる。

⑥児童会・生徒会活動における「いじめ」の扱い：適切な課題設定で自発的な問題解決を援助する

- ・子どもたちが自分たちの問題としていじめの予防や解決に取り組めるよう、適切な課題を設定する。

○いじめの早期発見に向けて

◆いじめ発見の手立て

- ①日常の交流の中での発見：生活ノートやチャンス相談、普段の会話の中で気になる様子に目を配る
- ②複数の教師の目による発見：多くの教師が日頃から多くの子どもに関わることや、休み時間の校内巡視などで発見の機会を増やす。
- ③アンケート調査：学校全体で計画的に、「いじめ」も含めた学校生活への意識調査を実施する。集計や分析には担任以外の教師も関わり、記述内容の分析にはスクールカウンセラー(以下SC)などの専門家の助言も得る。
- ④教育相談を通じた発見：学校全体で定期的に面談を実施して発見を容易にする。また、子どもが相談しやすい教育相談体制を整えるとともに、面談方法や面接結果について、SC等の専門家から助言を得る。
- ⑤生徒会を中心とした取り組み：生徒会がいじめ防止を訴え、自主的な解決を促進するような自発的・自治的な取り組みを積極的に支援する。

◆学級内の人間関係を客観的にとらえる

- ・各種調査^{*3}による客観的なデータをもとに、複数の教師で各学級の様子を点検する。
(^{*3} 「学級集団分析尺度Q-U」「C&S質問紙」等)

◆いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは正当な権利であり、人権と命を守る立派な行為であることを子どもたちに日頃から指導する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭、地域に周知する。

〈例〉担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する
悩み相談箱に相談メモを入れる(管理を徹底する)。
生徒指導担当やSC、相談員等への相談の申込み方法を周知する。
学校の電話番号や代表アドレスを示し、様々な方法で相談できることを周知する

- ・関係機関^{*4}へのいじめの訴えや相談方法を家庭、地域に周知する。
(^{*4} いじめ対策室、市町村や警察の相談機関等<詳しくは町HP参照>)
- ・匿名による訴えにはその心情に理解を示すとともに、早期に確実な問題解決をするためには氏名等の情報が必要であることを伝え、相談機関は秘密を厳守した上で意向に沿った解決をしてくれることを周知する。

◆保護者や地域からの情報提供

- ・日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、家庭に周知し、共通認識に立っていじめの発見や協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」^{*5}などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

(^{*5} 群馬県教育委員会「いじめ問題対策マニュアル」(平成22年度版) p.16)

○Web上でのいじめ問題への対応

◆考えられる対応策：「携帯・インターネット問題」についての研修実施が前提

- ・情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理^{*6}の指導を行う。
(^{*6} 児童生徒がインターネット上で行った行為によりどんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、児童生徒自身のリスクを減少させていくこと。)
- ・保護者に携帯電話の危険性やその使い方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守る。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。
- ・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。